

准摂政の成立とその職掌

—藤原道長を中心に—

お茶の水女子大学大学院 松田 茜

准摂政は、関白や内覧に対し、摂政に准じて、官奏を覽じ、叙位・除目を行うべき宣旨を下したもので、その端緒は平安時代中頃に求められる。

准摂政の宣旨により、天皇から委譲されるのは官奏・叙位・除目であるが、摂政は「天皇に代わり万機を摂る」存在であり、天皇の代行をする事柄は先の三点にとどまらない。神谷正昌氏は、一般的に摂政の具体的職掌とされる行為として、詔書の御画日、詔書覆奏の「可」「聞」の代筆、天皇に代わって官奏を覽ること、叙位・除目の代行、官中奏下一切の文書の内覧、幼帝の諸出御儀に際しこれを扶持しあるいは代行すること、伊勢神宮への奉幣使発遣にあたり天皇に代わって宸筆宣命を書き仰詞を奉幣使に伝え代拝を行うこと、天皇の即位式に先立つ礼服御覧において礼服を覽ることなどを挙げる（『皇位継承と藤原氏—摂政・関白はなぜ必要だったのか—』吉川弘文館、2022年、86ページ）。このように、摂政が代行する天皇の行為は多岐にわたるが、その一つ一つが具体的職掌として規定されているわけではない。「准摂政」という在り方を特徴づけているのは、宣旨により明確に天皇から委譲される政務が規定される点と言えよう。

摂政以外の者で、摂政に准じて官奏を覽ることの初例とされるのは、冷泉朝の藤原実頼で、冷泉天皇が病の間、左大臣の実頼に官奏を申すよう定められた。次いで、三条朝において藤原道長が、官奏と除目を摂政に准じて代行する宣旨を被る。道長に宣旨が下された背景にも、天皇の病と病による政務の遅滞があった。また、道長に次いで准摂政の宣旨を下された藤原頼通は、後一条天皇の摂政を経て関白を命じられた際に、准摂政の宣旨を被っており、以後の准摂政は頼通と同様の形態が続く。これら准摂政の初期の例から、天皇が行うべき政務のうち、停止や延期が認められないもの、代行してでも行うべきとされたものが、宣旨により天皇から委譲されたと考えられる。准摂政という在りようは、天皇政務の代行、委譲の観点から、平安時代中期における政治構造上の天皇の位置付けや天皇政務の在り方を考えるうえで、重要な視座になると言えよう。

本報告では、藤原道長の准摂政の宣旨とその背景から、天皇権威の委譲と准摂政の意義を考える。先にも述べたように、道長に下された准摂政の宣旨は、三条天皇の病を背景とし、『小右記』には宣旨に至るまでの展開や先例の調査の様子などが記録されており、三条朝の政務遅滞の様子や、天皇・道長・実資らによる天皇の政務運営に対する考え方が表れている。また、道長による官奏・叙位・除目の代行の例とも合わせて検討することで、平安時代中期における天皇政務の実態と、天皇の政治構造上の位置づけについて迫りたい。